

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年六月二十九日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則
規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
備考 略	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
備考 略	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略
	略	略	略

附 則
この規則は、令和四年七月一日から施行する。